

# 第3章

## 「福岡県立ち直り サポートセンター」 における入口支援 の実務

この章では、「福岡県立ち直りサポートセンター」が支援要請の受付から支援に至るまでの各種ルート別の手続きの流れについて説明します。

また、支援の実務を通して感じられたポイント、今後の課題について述べます。

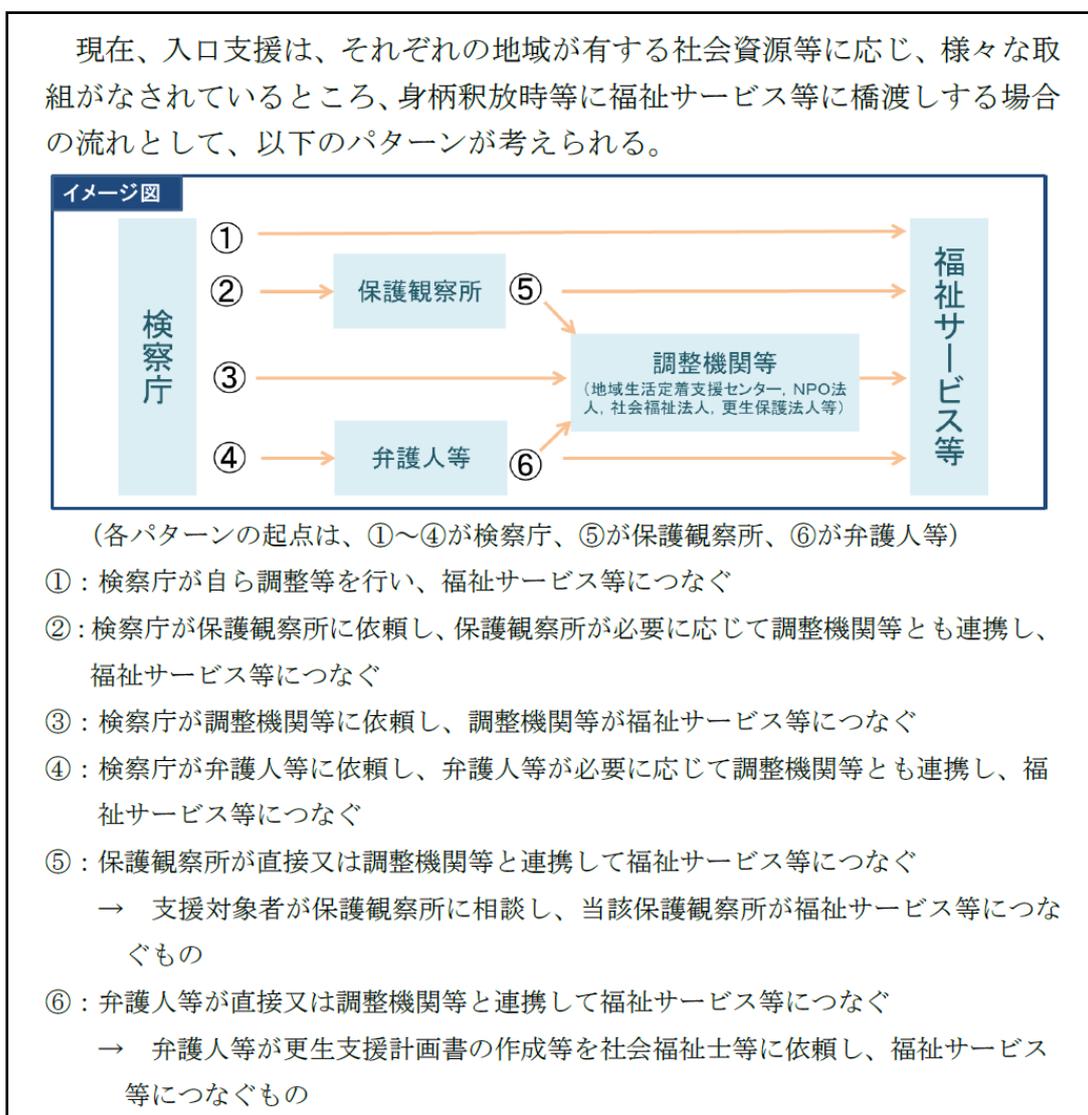
## 目次

1	入口支援のパターン .....	1
2	「福岡県立ち直りサポートセンター」における支援要請受付ルート .....	2
3	「福岡県立ち直りサポートセンター」の業務イメージ .....	3
4	「福岡県立ち直りサポートセンター」の支援対象 .....	4
5	依頼ルート別支援の流れ .....	5
I	福岡地方検察庁からのつなぎ（地検ルート） .....	5
II	福岡県弁護士会からのつなぎ（弁護士ルート） .....	6
III	「福岡県薬物再乱用対策推進事業」相談支援コーディネーターからのつなぎ （薬物ルート） .....	8
IV	「福岡県性暴力加害者相談窓口」からのつなぎ（性犯罪ルート） .....	9
6	入口支援における課題 .....	11
7	支援のポイント（支援事例から） .....	13
8	今後の課題 .....	15

## 1 入口支援のパターン

「入口支援」では、刑事司法手続きを起点として、適切な福祉サービス等の社会資源との連携に向けた調整が行われるが、刑事司法手続きの段階、関与する主体別にパターンを分類することができます。

「入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会検討結果報告書」（令和2年3月法務省・厚生労働省）において、刑事司法手続きを起点とした入口支援において想定されるパターンを、下図のように分類して示しています。



このうち、福岡県においては、従来から以下の支援が実施されています。

- I 福岡地方検察庁による入口支援として、イメージ図中①、②、③及び④の支援  
※この場合、「調整機関等」は、福岡県社会福祉士会との協定に基づく「社会福祉アドバイザー事業」が位置付けられます。
- II 福岡保護観察所による入口支援として、イメージ図中⑤の支援  
※この場合、「調整機関等」は、更生緊急保護により利用可能な更生保護施設、自立準備ホームや協力雇用主等の更生保護関係支援機関及び支援者が位置付けられます。
- III 弁護士等による入口支援として、イメージ図中⑥の支援  
※この場合、「調整機関等」は、福岡県弁護士会触法障がい者支援ワーキンググループにおける触法障がい者支援スキーム（北九州市、福岡市において、弁護士からの依頼を受けて、障がい者基幹相談支援センターが調整を行う仕組み）等が位置付けられます。

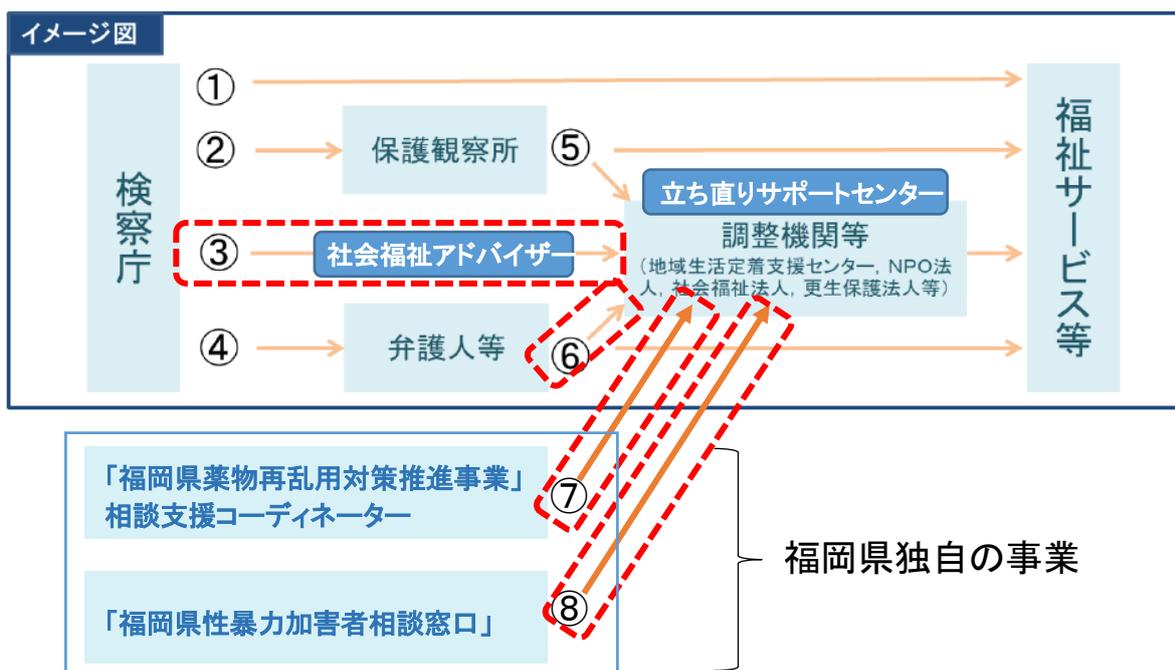
## 2 「福岡県立ち直りサポートセンター」における支援要請受付ルート

支援対象者が自ら支援を求める手続きは想定しておらず、下記 I～IVの支援関係者からの支援要請を起点として、業務を開始します。

- I 福岡地方検察庁及び同庁社会福祉アドバイザー
- II 福岡県弁護士会
- III 「福岡県薬物再乱用対策推進事業」相談支援コーディネーター
- IV 「福岡県性暴力加害者相談窓口」

「福岡県立ち直りサポートセンター」は、前掲のイメージ図中の「調整機関等」に位置付けられ、③及び⑥のルートを中心に支援要請を受け付けています。

また、これに加え、「福岡県薬物再乱用対策推進事業」相談支援コーディネーター及び「福岡県性暴力加害者相談窓口」と連携し、それぞれの制度により支援を行っている者のうち、特に福祉的な支援が必要と認められる者について、支援要請を受け付けています。

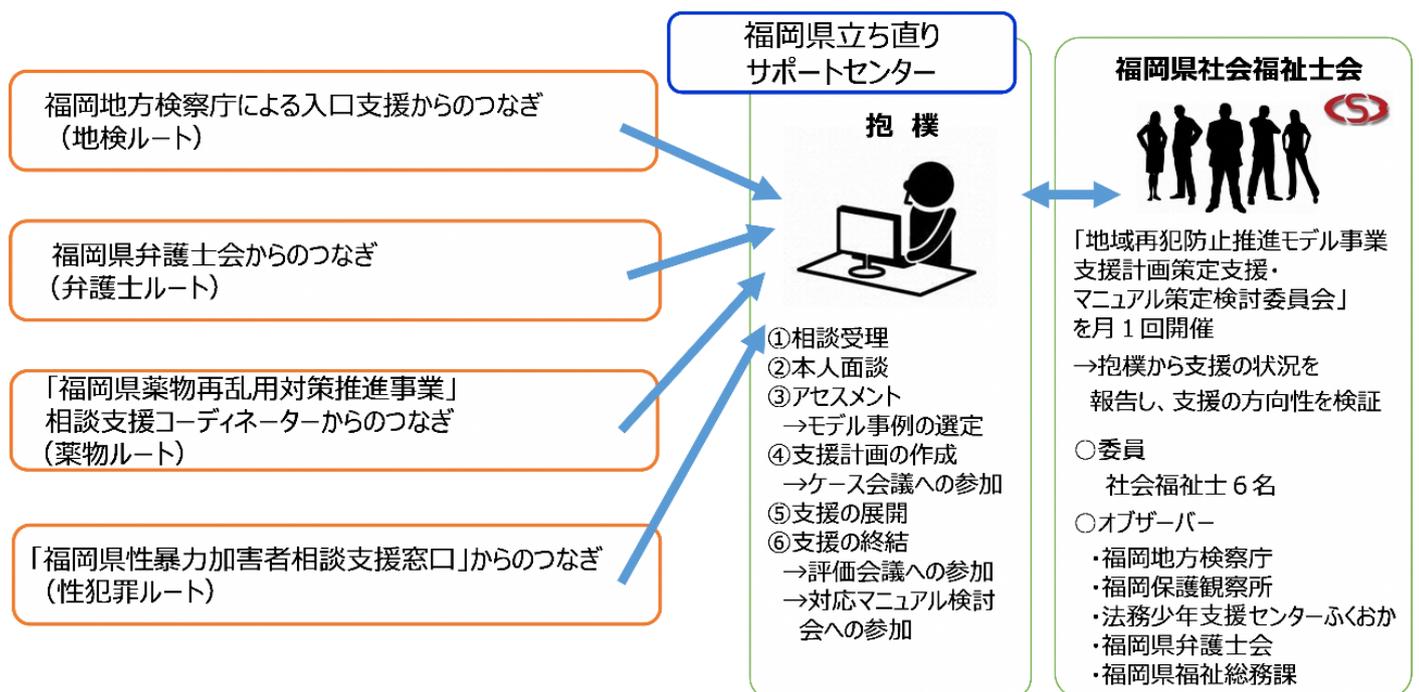


### 3 「福岡県立ち直りサポートセンター」の業務イメージ

「福岡県立ち直りサポートセンター」の運営は、福岡県から認定NPO法人抱樸（以下、「抱樸」という。）に業務委託しており、抱樸が前述のⅠ～Ⅳのルートから支援要請を受けて相談を受け、本人面談、アセスメントを行い、個別支援計画を作成した上で、具体的な支援を展開します。

また、福岡県からアドバイザー業務を委託している公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下、「福岡県社会福祉士会」という。）が、合議体により抱樸が策定する個別支援計画について、方向性の検証や終結等の見極め等の助言、進捗確認等を行う体制をとっています。

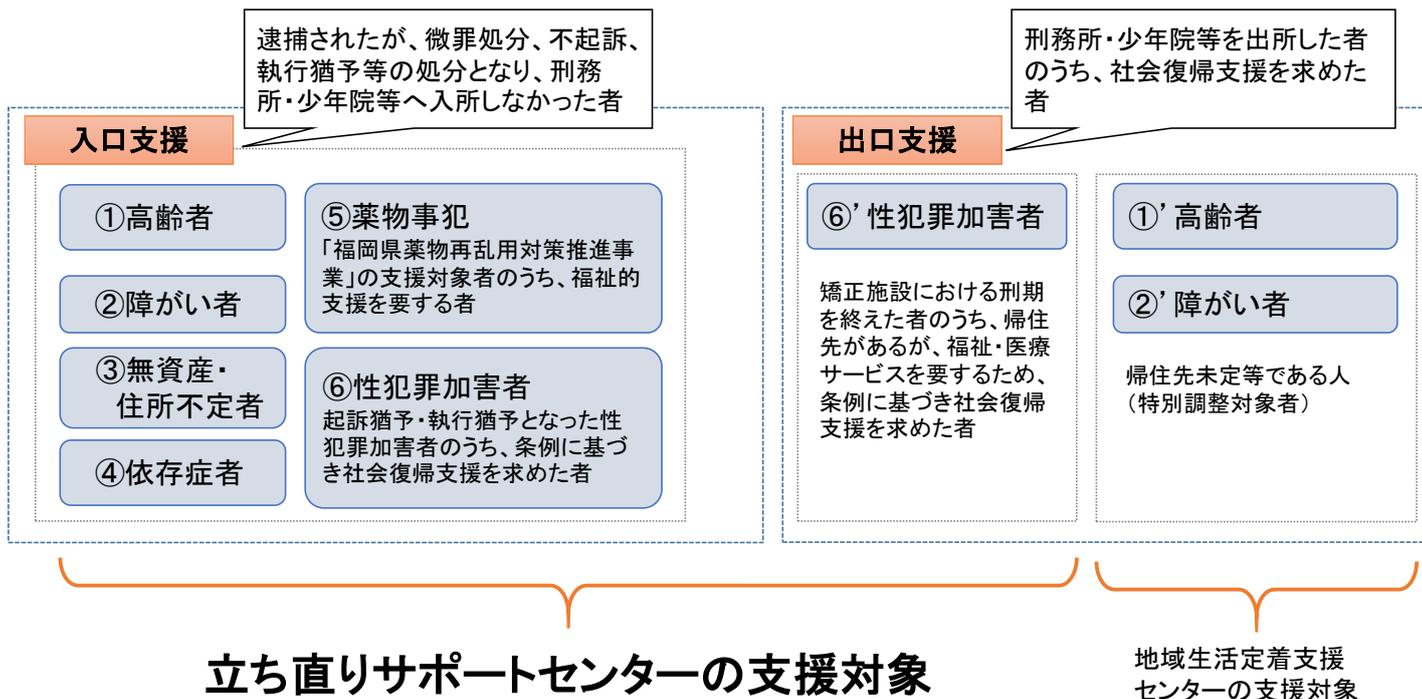
※ 各ルートにおける具体的な支援の流れについては、5～9ページのとおり。



#### 4 「福岡県立ち直りサポートセンター」の支援対象

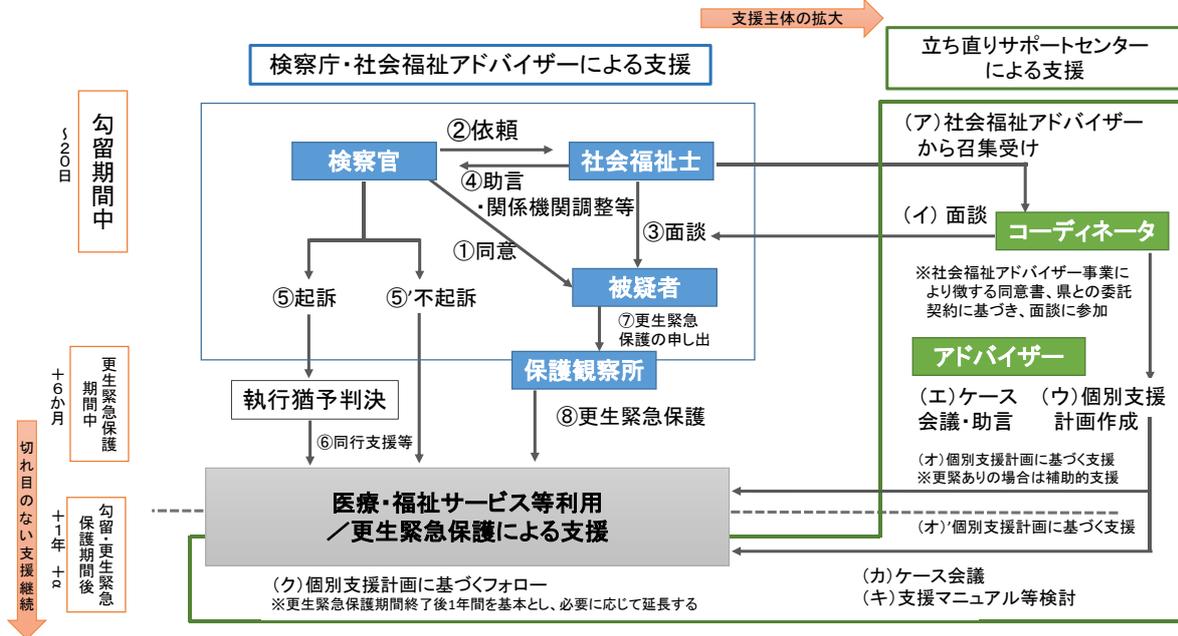
「入口支援」として、下記の①～⑥の区分において、支援を要する人を対象とします。

また、「出口支援」にあたる⑦の区分（矯正施設における刑期を終えた者のうち、福岡県性暴力根絶条例に基づき社会復帰支援を求めた者であり「地域生活定着支援センター」（「出口支援」の実施主体）の支援対象とならない者）も対象とします。



## 5 依頼ルート別支援の流れ

### I 福岡地方検察庁からのつなぎ（地検ルート）



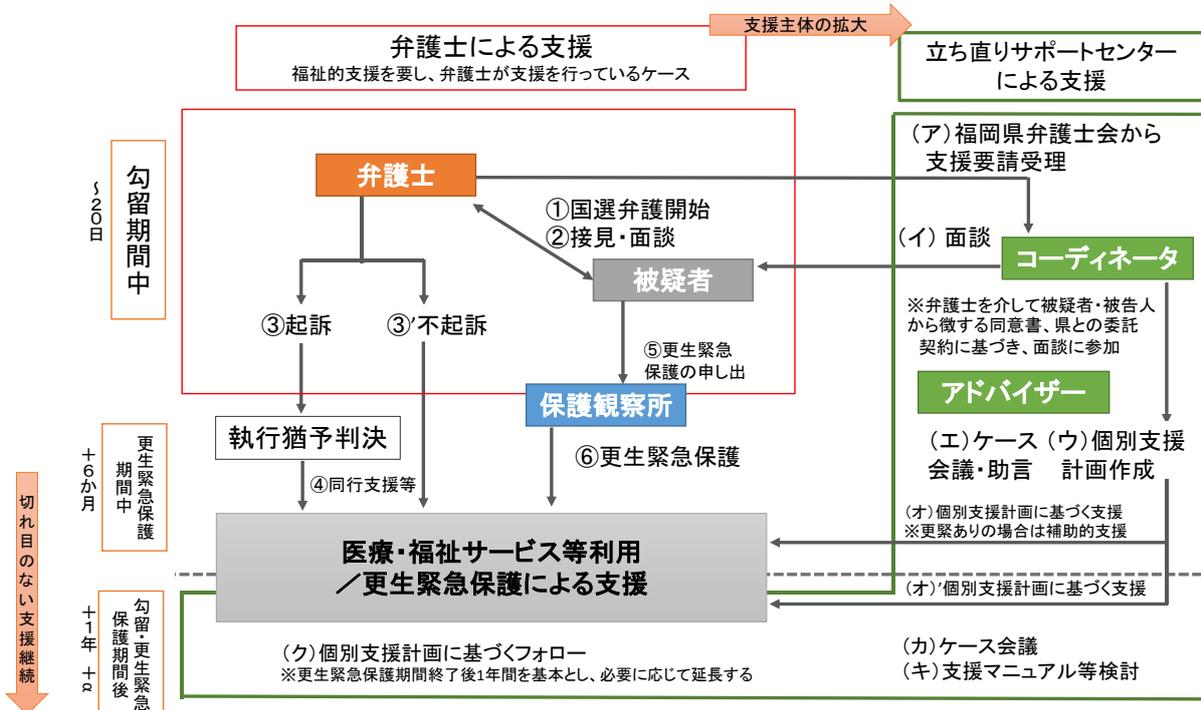
#### (1) 福岡地方検察庁社会福祉アドバイザーによる支援の枠組みにおける支援の流れ

- ① 検察官が被疑者に支援制度を説明し、支援を受けることについて同意を得る
- ② 検察官が社会福祉アドバイザーに支援を要請
- ③ 社会福祉アドバイザーが被疑者と面談（あるいは、関係する支援者を含めた会議開催）
- ④ ③の結果を踏まえ、社会福祉アドバイザーが検察官に支援方針を助言、関係機関との調整に着手 ← この段階で立ち直りサポートセンターの支援要請を検討
- ⑤ 不起訴が決定
- ⑥ 釈放時、必要に応じて同行支援を行う
- ⑦ 被疑者の状況、希望により更生緊急保護の申し出がある可能性
- ⑧ ⑦で更生緊急保護の申し出があった場合、保護観察所による入口支援を実施

#### (2) 立ち直りサポートセンターによる支援の流れ

- ア 社会福祉アドバイザーから立ち直りサポートセンターコーディネーター（抱樸）に支援要請（1）-④）
- イ 勾留期間中の被疑者と面談、立ち直りサポートセンターの支援を受けることについて同意書を徴する
- ウ 個別支援計画作成に着手、帰住先など関係機関との調整に着手
  - (1) -⑤ 不起訴が決定
  - (1) -⑥ 釈放時、必要に応じて同行支援を行う（立ち直りサポートセンターコーディネーターが対応）
- エ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が、ウで立ち直りサポートセンターコーディネーターが作成する個別支援計画について検討し、助言を行う
- オ 個別支援計画に基づく支援を展開（更生緊急保護を利用する場合は、更生緊急保護期間中は保護観察所と連携し、ケースごとに役割分担を検討）
- カ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が月1回ケース検討会議を開催し、支援の実施状況を勘案し、個別支援計画の方向性等について検討し、助言を行う

## II 福岡県弁護士会からのつなぎ（弁護士ルート）



### (1) 国選弁護における支援の流れ

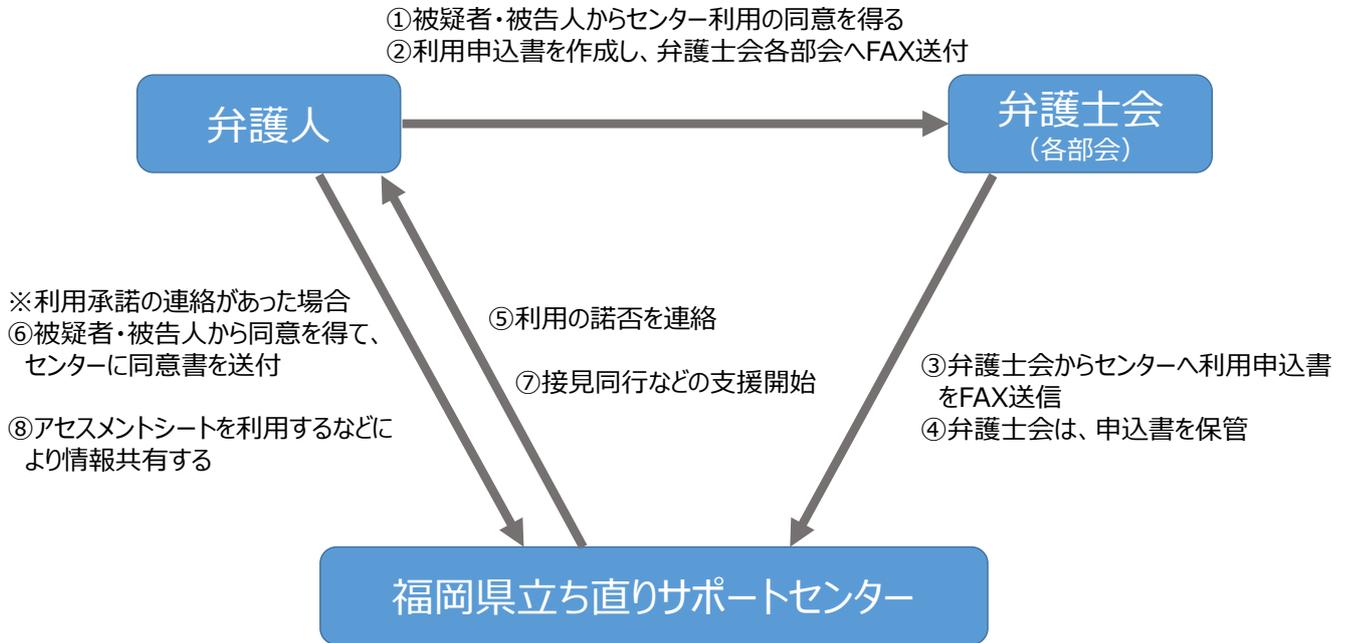
- ① 国選弁護人として選定された弁護士が弁護活動を開始
- ② 弁護士が被疑者と接見・面談 ← この段階で立ち直りサポートセンターの支援要請を検討
- ③ 不起訴が決定
- ④ 釈放時、必要に応じて同行支援を行う
- ⑤ 被疑者の状況、希望により更生緊急保護の申し出がある可能性
- ⑥ ⑤で更生緊急保護の申し出があった場合、保護観察所による入口支援を実施

### (2) 立ち直りサポートセンターによる支援の流れ

- ア 弁護士から立ち直りサポートセンターコーディネーター（NPO 法人抱樸）に支援要請  
 ((1) - ②) (立ち直りサポートセンターコーディネーターから支援要請を受けたことを検察庁に連絡)
- イ 勾留期間中の被疑者と面談（弁護士立会を原則とする）、立ち直りサポートセンターの支援を受けることについて同意書を徴する
- ウ 個別支援計画作成に着手、帰住先など関係機関との調整に着手  
 (1) - ③ 不起訴が決定  
 (1) - ④ 釈放時、必要に応じて同行支援を行う  
 (立ち直りサポートセンターコーディネーターが対応)
- エ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が、ウで立ち直りサポートセンターコーディネーターが作成する個別支援計画について検討し、助言を行う
- オ 個別支援計画に基づく支援を展開（更生緊急保護を利用する場合は、更生緊急保護期間中は保護観察所と連携し、ケースごとに役割分担を検討）
- カ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が月1回ケース検討会議を開催し、支援の実施状況を勘案し、個別支援計画の方向性等について検討し、助言を行う

※ 上記は勾留期間中に支援要請が行われる場合の流れ。弁護士ルートは、この他に起訴後の公判中の段階、執行猶予が確定した段階で支援要請が行われる場合があります。

<福岡県弁護士会における支援要請までの流れ>

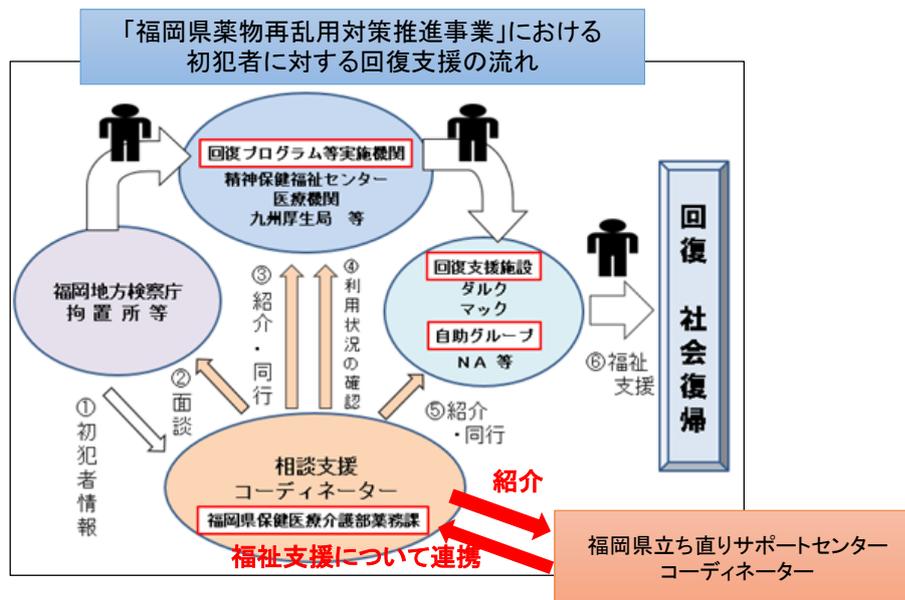


- ① 被疑者・被告人から立ち直りサポートセンター利用の同意を得る
- ② 利用申込書（福岡県弁護士会様式）を作成し、福岡県弁護士会各分会へ FAX 送付
- ③ 福岡県弁護士会各分会から立ち直りサポートセンターへ利用申込書を FAX 送信
- ④ 福岡県弁護士会各分会は、利用申込書を保管
- ⑤ 立ち直りサポートセンターから弁護人に利用の諾否を連絡
- ※ 以下、利用承諾の連絡があった場合
- ⑥ 被疑者・被告人から改めて同意を得て、センターに同意書を送付
- ⑦ 立ち直りサポートセンターが接見同行などの支援を開始
- ⑧ アセスメントシートを利用するなどにより、立ち直りサポートセンターコーディネーターと情報共有する

### Ⅲ 「福岡県薬物再乱用対策推進事業」相談支援コーディネーターからのつなぎ（薬物ルート）

「福岡県薬物再乱用対策推進事業」の支援対象者のうち、社会復帰に係る支援を希望する者の支援を担います。

就労、住居等の福祉関連支援機関の紹介等が必要な支援対象者のうち、相談支援コーディネーターが「福岡県立ち直りサポートセンター」による支援が適当と判断した者について紹介を受け、必要な支援を行います。



#### (1) 「福岡県薬物再乱用対策推進事業」における支援の流れ

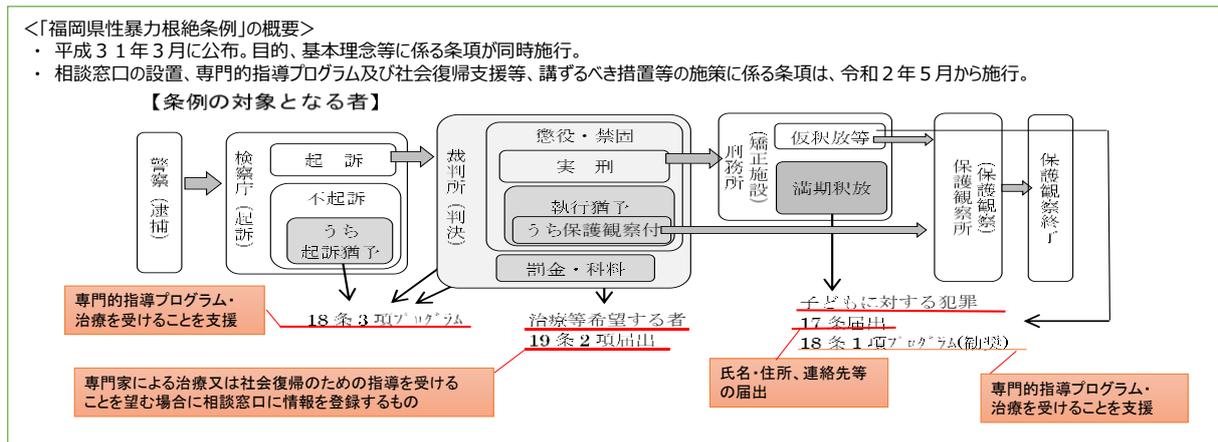
- ① 福岡地方検察庁から本人の同意を得られた初犯者の情報（氏名、住所等）提供。
- ② 釈放前に拘置所等において面談を実施。面談内容をもとに支援計画の策定。
- ③ 釈放後、支援計画に基づき、回復プログラム等実施機関を紹介。初回利用時には同行。
- ④ 回復プログラム等実施機関の利用状況等を定期的に確認し、支援計画を見直し。  
（必要に応じて、面談を実施。）
- ⑤ 本人と面談のうえ、回復支援施設、自助グループの紹介、同行。
- ⑥ 社会復帰に向けて、就労、住居等の福祉関連支援機関の紹介等の支援を実施。このうち、生活環境調整が困難であり、長期の関与が必要なケースについて、立ち直りサポートセンターに相談。

#### (2) 立ち直りサポートセンターによる支援の流れ

- ア 「福岡県薬物再乱用対策推進事業」相談支援コーディネーターから立ち直りサポートセンターコーディネーター（NPO 法人抱樸）に支援要請（(1) - ⑥）
- イ 支援対象者と面談、立ち直りサポートセンターの支援を受けることについて同意書を徴する
- ウ 個別支援計画作成に着手、住居確保、就労先確保など関係機関との調整に着手
- エ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が、ウで立ち直りサポートセンターコーディネーターが作成する個別支援計画について検討し、助言を行う
- オ 個別支援計画に基づく支援を展開（更生緊急保護を利用する場合は、更生緊急保護期間中は保護観察所と連携し、ケースごとに役割分担を検討）
- カ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が月1回ケース検討会議を開催し、支援の実施状況を勘案し、個別支援計画の方向性等について検討し、助言を行う

#### Ⅳ 「福岡県性暴力加害者相談窓口」からのつなぎ（性犯罪ルート）

性犯罪加害者であり、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（「福岡県性暴力根絶条例」）に定める支援の対象者となった者のうち、「福岡県立ち直りサポートセンター」による支援が適当である者について、必要な支援を行います。



##### (1) 「福岡県性暴力加害者相談窓口」における支援の流れ

###### ① 電話受付

###### ② 面接相談（予約制）

資格を持った専門スタッフが面接相談を行い、支援内容を検討

###### ③ 再犯防止・社会復帰支援

・再犯防止専門プログラムの実施

・問題行動を是正するための専門医療機関等の紹介

・社会復帰のための就労等の生活自立支援

→ 生活環境調整が困難なケース、生活環境調整のために長期の関与が必要なケースについて、立ち直りサポートセンターに相談

##### (2) 立ち直りサポートセンターによる支援の流れ

ア 「福岡県性暴力加害者相談窓口」から立ち直りサポートセンターコーディネーター（NPO 法人抱樸）に支援要請

イ 支援対象者と面談、立ち直りサポートセンターの支援を受けることについて同意書を徴する

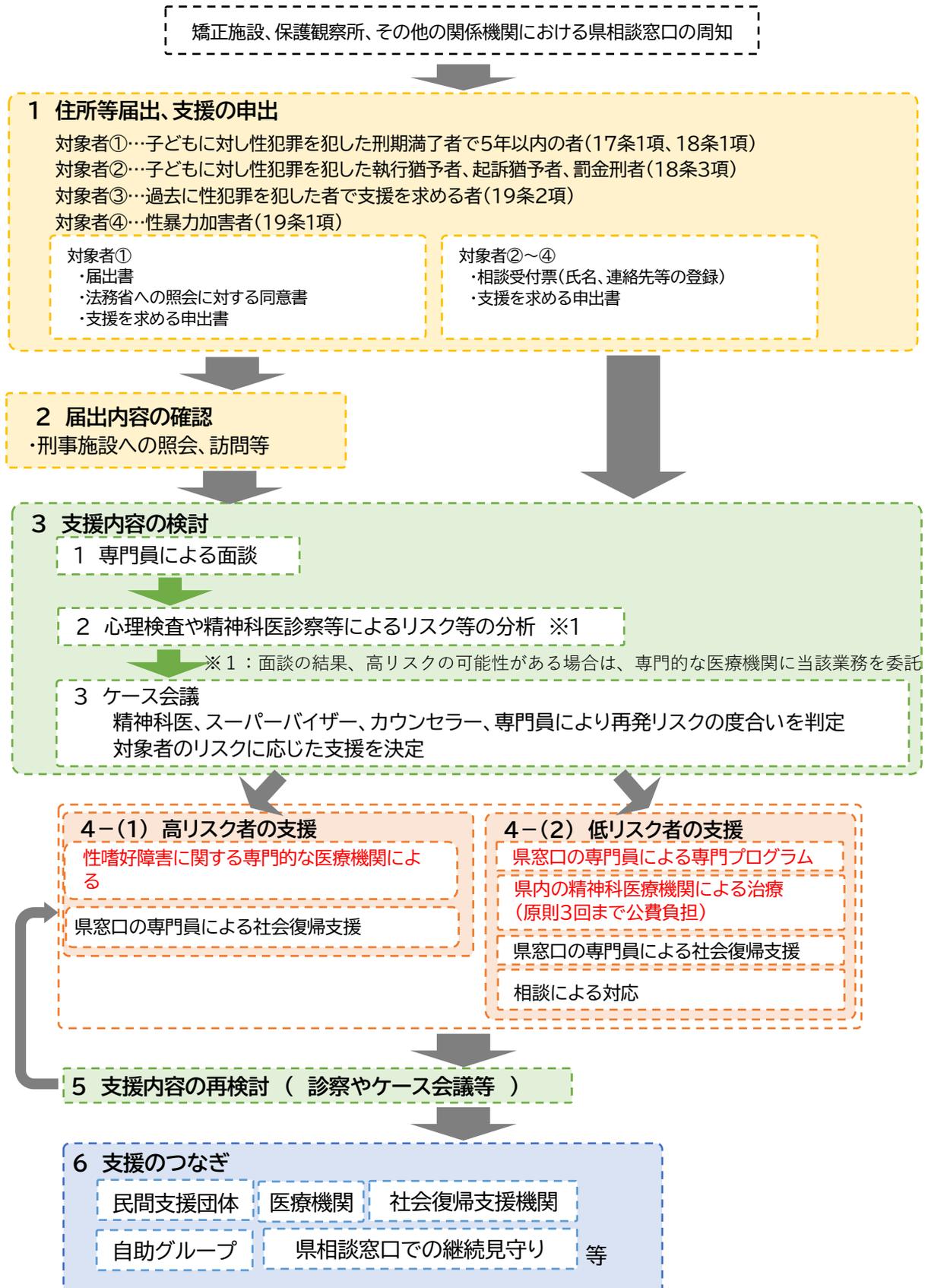
ウ 個別支援計画作成に着手、住居確保、就労先確保など関係機関との調整に着手

エ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が、ウで立ち直りサポートセンターコーディネーターが作成する個別支援計画について検討し、助言を行う

オ 個別支援計画に基づく支援を展開（更生緊急保護を利用する場合は、更生緊急保護期間中は保護観察所と連携し、ケースごとに役割分担を検討）

カ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が月1回ケース検討会議を開催し、支援の実施状況を勘案し、個別支援計画の方向性等について検討し、助言を行う

<参考：「福岡県性暴力加害者相談窓口」における相談対応の全体像>



## 6 入口支援における課題

### (1) 「福岡県立ち直りサポートセンター」の機能について理解してもらうこと

- ・ センターによる支援が新たな取組であったことから、支援対象者、協働して支援を実施していく関係機関にセンターの役割を理解してもらうことが難しいケースがあった。
- ・ 福岡県の委託業務であることが分かりづらく、市役所の生活保護担当者がセンターの同行支援について快く思わず、同席を認めないケースがあった。

#### 今後必要な取組

- ✓ センターの役割、機能を紹介するパンフレットを作成する。
- ✓ 国の政策に基づく取組であり、県の委託事業として実施していることが支援対象者、関係機関に伝わるよう工夫する。

### (2) 既存の支援者との関係整理・関係づくり

- ・ 「出口支援」と異なる点として、事件が発生する前から支援対象者に関りを持っている支援者がいるケースが多いため、支援対象者が「どちらの言うことを聞けばよいかわからない」というケースが見られた。
- ・ 支援者を交えたケース会議を開催するに当たって、センターが主導権を執るべきか、既存の支援者に委ねるべきか、迷う場面があった。

#### 今後必要な取組

- ✓ 支援機関、分野別の役割分担の事例を蓄積し、既存の支援者に協力を求める際にわかりやすく提示するパンフレット等のツールを作成する。
- ✓ 事案によっては、既存の支援者による支援が十分に機能していなかった可能性があることを前提として、介入後の初期においては、特にセンターが主導して支援者との「つなぎなおし」を行うことも必要となる。このため、関係機関となる可能性がある市町村や社会福祉法人、NPO法人等に対して、事前に福岡県としてアナウンスをしておくことが必要。

### (3) 家族まるごと（世帯単位で）支援を要するケースが多い

- ・ 「出口支援」の場合は、矯正施設入所前の支援対象者とのつながりが希薄であるケースが大半であることから、支援対象者個人に着目して生活環境を調整することが中心となる。
- ・ 一方、「入口支援」は、事件化するまで社会生活を営んでいた個人が支援対象者となることから、元の生活に戻るための調整を行う際、支援対象者の家族との調整が必要なケースが多くなるが、その家族が何らかの困難を抱えているケースが多くみられる。
- ・ 世帯単位で包括的な支援を行うためには、多分野、多機関の連携が必要になることから、支援者同士のネットワーク構築（可能な限り事前の関係構築、支援開始後には速やかな関

係構築)が必要となる。

- ・ 加害者として支援対象者となった人が、他の家族の養護者でありながら、行政機関から適切な養護者支援がなされず、純粋に加害者として位置づけられており、問題が深刻化して事件に至ったと考えられるケースも見受けられる。
- ・ 虐待等の事件により、家族を分離して新しい環境を準備する必要があるケースもあるが、その場合市町村の行政区を超えた範囲で調整を行うことがある。

#### 今後必要な取組

- ✓ 困難を抱えた世帯に対して、包括的な支援が行えるよう、関係機関となる可能性がある市町村や社会福祉法人、NPO法人等に対して、研修会等を通して支援事例の情報提供を行う。
- ✓ 高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等において規定されている「養護者支援」が、現場において機能するよう、関係機関となる可能性がある市町村や社会福祉法人、NPO法人等に対して、研修会等を通して支援事例の情報提供を行う。

#### (4) 更生緊急保護を活用するケースにおける保護観察所との役割分担

- ・ 立ち直りサポートセンターの介入は、検察庁又は拘留所で勾留されている期間中に開始するものが中心であるが、釈放後に更生緊急保護を活用する場合は、更生緊急保護の期間中、保護観察所、あるいは更生保護施設・自立準備ホームが支援の主体となる。
- ・ モデル事業においては、センターの役割分担を明確に示すことができないまま支援に入っていたため、支援対象者にとって保護観察所等との役割分担が不明瞭であるとのことで、とまどいを与えることがあった。

#### 今後必要な取組

- ✓ 支援開始段階で、保護観察所の担当保護観察官と連携体制について丁寧に協議を行い、更生保護施設・自立準備ホームとの役割分担を明確にするよう努める。また、施設入所後においても、担当保護観察官、施設担当者と情報共有を図り、支援対象者の状況に応じて随時役割分担を見直すなど、柔軟な対応を心がける。

#### (5) 市町村ごとに福祉サービス等利用に際しての運用が異なる

- ・ 支援対象者が更生保護施設、自立準備ホームに入所中である場合、退所するまで生活保護を支給しない運用をしている市役所があり、医療費の負担ができないことから、必要な医療的支援が停滞するケースがあった。
- ・ 更生保護施設、自立準備ホームに入所中の支援対象者が、これらの施設が立地する市役所に生活保護申請を行った際、一時的な居住地であるとの判断から支給を認められず、柔軟な支給決定を行う市の施設に移転したケースがあった(移転先の市役所で生活保護支給決定)。

#### 今後必要な取組

- ✓ 生活保護の支給決定は、各市役所の権限に委ねられているが、福岡県再犯防止推進計画の趣旨を再確認するよう働きかけるとともに、事例の情報提供等を通して、柔軟な対応を検討するよう、要請する。

### (6) 市町村の理解促進

- ・ 市町村における各福祉制度の窓口において、犯罪をした人への対応として、適切な福祉サービス等を提供するためには刑事司法関係機関等との連携が必要であるという理解が十分浸透していない。

#### 今後必要な取組

- ✓ 当ハンドブックを、県及び市町村の各種相談・給付業務担当職員をはじめ、社会福祉施設等の福祉サービス等を提供する関係機関に広く共有する。
- ✓ 「福岡県再犯防止推進市町村連絡会議」において、地方再犯防止推進計画の策定手続きをはじめ、再犯防止の取組において、地方公共団体に求められる役割等について情報提供する機会を設ける。
- ✓ 「福岡県地域生活定着支援センター」に関わる支援機関ネットワークである、「地域生活定着支援協議会」において、支援の実例等について情報共有するとともに、円滑に支援の実務に取り掛かることができるよう、顔が見える関係づくりに取り組む（現状は、支援機関相互の情報共有、研修の場であるが、今後、市町村職員にオブザーバー参加を呼びかけることを検討する）。

## 7 支援のポイント（支援事例から）

### (1) 「困り感」がない対象者に対する「支援を受けること」の動機付け

- ・ 長年ホームレス生活を続け、規則に縛られない生活に慣れているため、本人に「困り感」がないケース
- ・ 自身に認知症等の問題、知的障がいの問題などがあることを認識しておらず、「困り感」がないケース
- ・ 精神疾患等における病識が本人になく、生活に「困り感」がないケース
- ・ 親の支援により経済的に困窮していないため、「困り感」がないケース

#### 支援のポイント

- ✓ 立ち直りサポートセンターコーディネーターをはじめ、支援者との信頼関係を構築しつつ、できるだけ多くの主体がかかわりを持つことにより、支援を受ける動機付けを図る。

## (2) 顕在化されていなかった認知症等の問題、知的障がい及び発達障がいの問題

- ・ 傷害事件（家庭内暴力）における被害家族の養護者（加害者）に、認知症等の問題、知的障がい及び発達障がいの問題があるにもかかわらず、福祉サービスにつながっていなかったケース
- ・ 支援対象者の家族が、支援対象者の障がいを受容していないことにより、必要な福祉サービスにつながれておらず、事件化した後も受容してもらうために労力を要したケース

### 支援のポイント

- ✓ 認知症等の問題や障がいといった特性の問題は、デリケートな問題であり、支援対象者本人のみならず、その家族にとっても受容するのは容易でないため、立ち直りサポートセンターコーディネーターをはじめ、支援者との信頼関係を構築しつつ生活環境調整の選択肢の一つとして提示するなど、支援対象者及び家族の尊厳に配慮した対応が必要。
- ✓ 特性を受容した上で、客観的且つ適切な診断を受けることによって、どのような介護サービスあるいは障がい福祉サービスが利用できるのか、わかりやすく情報提供する。
- ✓ 障がい特性へのアプローチが難しい場合は、障害者職業センターや法務少年支援センターの協力を得て、知能検査を勧めるなどにより、支援対象者が自身の得意、不得意を認識することから着手するといった方法も検討する。

## (3) 累犯者への支援

- ・ 依存症傾向がある知的障がい者による性犯罪のケース

### 支援のポイント

- ✓ 知的障がいの特性に見合ったコミュニケーション、信頼関係を図りつつ、飲酒問題や性的嗜好に関する衝動性の問題への介入（医療と福祉）が重要。
- ✓ 施設入所等による見守りの体制の確保が有効。生活が自立している場合であっても、孤立させない配慮も必要。

## (4) 情状証人、更生支援計画書作成

- ・ 支援対象者が高齢者であったケースにおいて、支援機関である地域包括支援センターが更生支援計画書の作成主体となるよう調整していたところ、担当ケアマネジャーは協力的であったが、組織としては「所管業務の範囲外」と判断され、実現しなかったケースがあった。
- ・ 支援対象者が障がい者である場合は、基幹相談支援センターが更生支援計画書の作成を担う例もあり、業務の一環として認識されつつある。高齢者の場合は、地域包括支援センターや高齢者福祉施設等が作成主体となる可能性があるが、犯罪をした人への関与が業務上想定されていないと思われる。

### 支援のポイント

- ✓ 他県、市におけるモデル事業における実例について情報収集し、県内の高齢者福祉関係者をはじめとした福祉サービスの提供者に情報提供する。
- ✓ 情状証人あるいは更生支援計画書の作成が必要な場面において、担当弁護士が福祉サービスの提供者に協力依頼を行う際、立ち直りサポートセンターが把握している類似事例について情報提供したり、支援対象者の更生のために求められる福祉サービスの内容等について説明したりすることにより、理解を得られるよう支援を行う。
- ✓ 法務省、厚生労働省に対し、高齢者福祉関係者をはじめとした福祉サービスの提供主体への理解促進について協力を求める。

## 8 今後の課題

立ち直りサポートセンターが取り扱っていない「入口支援」ニーズとして、下記の状況にある人が挙げられます。

今後、関係機関と意見交換を行い、情報共有することで相互の支援の内容を充実させることになげたいと考えます。

- ・ 警察による送検前で微罪処分となった人
- ・ 罰金刑が確定した人で、資力がないために労役場留置による労役に服している人
- ・ 起訴猶予者・執行猶予者のうち、高齢、障がい、貧困、依存症等の類型による福祉サービス等のニーズはないが、社会的信用を失ったことにより、孤立したり就職が困難であるなど、生活が安定しない人